

長野女子短期大学

学 則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本学は、教育基本法・学校教育法に則り、広い教養と専門的学芸を教授研究し、豊かな人間性と専門的技術を修得させ、個性の伸長をはかり、国家社会の有為な人材を育成することを目的とする。

2 食物栄養学科は豊かな人間性と専門性をもつ栄養士の育成を主たる目的とする。

3 幼児教育学科は、豊かな人間性と専門性をもつ保育士並びに幼稚園教諭の育成を主たる目的とする。

(名称)

第2条 本学は、長野女子短期大学と称する。

(所在)

第3条 本学は、長野県長野市三輪9丁目11番29号に設置する。

(学科、定員)

第4条 本学に次の学科を置き、定員を次の如く定める。

学科	入学定員	収容定員
食物栄養学科	50人	100人
幼児教育学科	50人	100人
合計	100人	200人

(修業年限、在学期)

第5条 本学の修業年限は2ヶ年とする。ただし、在学期間は、4ヶ年を超えることはできない。

第2章 学年、学期、休業日

(学年、授業日数)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2 1年間の授業日数は35週にわたり210日を原則とする。

(学期)

第7条 学年を、食物栄養学科は2学期、幼児教育学科は4学期に分け、毎学期の授業数及び開始日、終了日は、別に定める。

(休業日)

第8条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (2) 日曜日
 - (3) 創立記念日 1月28日
 - (4) 春季休業
 - (5) 夏季休業
 - (6) 冬季休業
- 2 前項第4号、5号及び6号の期間については、年度の初めに学長が定める。
 - 3 必要がある場合、学長は、第1項の休業日を臨時に変更することができる。
 - 4 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第3章 教育課程および履修方法

(授業科目、履修単位数)

第9条 本学の教育課程は、教養に関する教育科目と専門に関する教育科目とし、授業科目と履修単位数は、食物栄養学科は別表Ⅰ-1、Ⅰ-2、幼児教育学科は別表Ⅱ-1のとおりとする。

(在学年数、単位習得数、資格取得、授業方法、単位の計算基準、受講登録)

第10条 学生は2年以上在学し、教養に関する教育科目と専門に関する教育科目の必修科目・選択科目をあわせて食物栄養学科は62単位以上、幼児教育学科は64単位以上修得しなければならない。

ただし教養に関する教育科目は学科ごとに定める数以上を修得しなければならない。

- 2 卒業の要件として学生が修得すべき単位数について登録できる単位数の上限は別に定める。
- 3 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で行うことがある。
- 4 栄養士の資格を得ようとする者は、前条に定められた別表Ⅰ-1、Ⅰ-2の教養・専門に関する教育科目の中から、栄養士法及び栄養士法施行規則に規定された栄養士免許取得のために必要な科目及び単位数を修得しなければならない。
- 5 フードスペシャリストの資格を得ようとする者は、別表Ⅰ-1、Ⅰ-2の専門に関する教育科目の中から、フードスペシャリスト協会指定の科目及び単位数を修得し、認定試験に合格しなければならない。
- 6 健康管理士一般指導員の資格を得ようとする者は、別表Ⅰ-1、Ⅰ-2の教養・専門に関する教育科目の中から、本学該当科目に置き換えた日本成人病予防協会指定の科目及び単位数を修得し、認定試験に合格しなければならない。
- 7 きのみマイスターの資格を得ようとする者は、日本きのみマイスター協会による講座を受講し、認定試験に合格しなければならない。
- 8 保育士の資格を得ようとするものは、前条に定められた別表Ⅱ-1の教養・専門に関する教育科目の中から、児童福祉法施行規則に規定された保育士免許取得のために必要な科目及び単位

数を修得しなければならない。

- 9 幼稚園教諭二種の資格を得ようとするものは、前条に定められた別表Ⅱ-1の教養・専門に関する教育科目の中から、教育職員免許法施行規則に規定された幼稚園教諭二種免許取得のために必要な科目及び単位数を修得しなければならない。
- 10 学生は学年のはじめにあたって、その年度に履修しようとする科目および単位数を担任教員・教務課を経て学長に届けなければならない。

(単位修得の認定、成績の評価)

第11条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

- 2 前項の試験の成績の評価は、秀・優・良・可・不可をもって表わし、可以上を合格とする。
- 3 病気その他止むを得ない事故のために試験を受けることのできなかった者には、追試験を行うことができる。
- 4 前2項の試験を受けるには、その学年のはじめに届け出た科目について授業時間の3分の2以上を出席していなければならない。

(卒業の認定、学位の授与)

第12条 本学を卒業するには、学生は2年以上在学し、第9条および第11条第1項の定めるところにより、科目を履修し、単位を修得しなければならない。

- 2 本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目および単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。
- 3 前項の規定により、卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより、短期大学士の学位を授与する。

第4章 入学、退学、転学、休学、除籍

(入学者)

第13条 本学に入学することのできる者は、次の各号の1に該当し、本学が行う入学者選抜試験に合格し、かつ学長が許可した者でなければならない。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者。
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者。
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又は、これに準ずる者で文部科学大臣の指定した者。
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者。
- (5) 文部科学大臣の指定した者。
- (6) 大学入学資格検定規程により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者。

(入学の時期)

第14条 入学時期は学年のはじめとする。

(入学出願の手続き)

第 15 条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料 30,000 円を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類については別に定める。

(入学志願者の選考)

2 前項の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学の手続き)

第 16 条 入学を許可された者は、学長の指定する期日までに誓約書、卒業証明書、住民票、および所定の入学料を添えて、学長に提出しなければならない。

(退学、転学)

第 17 条 退学または転学しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

(休学、復学)

第 18 条 病気その他止むを得ない事情によって 2 ヶ月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

3 休学の期間は 1 年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、引き続き更に 1 年まで延長することができる。

4 休学期間中にその事由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第 19 条 次の各号の 1 に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

(1) 第 5 条に定める在学年限を超えた者。

(2) 第 18 条に定める休学の期間を超えて、なお修学できない者。

(3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者。

(4) 長期間にわたり行方不明の者。

(転入学)

第 20 条 本学に転学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上相当年次に入学を許可することができる。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目および単位数の取扱い、並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

第5章 職員組織、教授会

(教職員組織)

第 21 条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他必要な職員を置く。

2 前項の職員のほかに必要に応じて副学長を置くことができる。

(教授会)

第 22 条 本学には、学校教育法第 93 条第 1 項の規定に基づき教授会を置く。

(教授会組織)

第 23 条 教授会は学長、副学長、教授及び准教授をもって組織する。

2 学長が必要と認めたときは、教授会にその他の職員を加えることができる。

(教授会審議事項)

第 24 条 教授会は次の事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び聴講生に関すること

(2) 学生の課程修了および卒業認定に関すること。

(3) 学位の授与に関すること

(4) 教育課程の編成およびその履修に関すること

(5) 学生の厚生補導に関すること

(6) 学生の懲戒に関すること。

(7) 学則その他重要な規程の制定及び改廃に関すること。

(8) 教員の選考及び昇任に関すること。

2 前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 第 1 項第 8 号の審議を行う場合の教授会の構成は、第 23 条の規定にかかわらず、学長、副学長及び教授とする。

第 25 条 教授会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 授業料およびその他の納付金

(入学検定料)

第 26 条 入学検定料は入学願書に添えて納めるものとする。

(入学金、施設設備費)

第 27 条 入学金および 1 年次の施設設備費は入学手続きの際納めるものとする。

(授業料、その他の納付金)

第 28 条 授業料およびその他の納付金の納入方法は前期（4 月）、後期（10 月）の年 2 回に分納する。ただし、在籍中は出席の有無にかかわらず納めるものとする。

第 29 条 授業料およびその他の納付金の額は別表Ⅲに定めるとおりとする。

(退学、休学等の場合の授業料およびその他の納付金)

第 30 条 学期の途中で退学し、又は除籍された者の当該期分の授業料およびその他の納付金は徴収し、返還しない。

2 休学・停学期間中の授業料およびその他の納付金は徴収する。

第7章 賞 罰

(表彰)

第31条 学長は性行、学業ともに優秀で他の模範となる学生を表彰することができる。

(懲戒)

第32条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

懲戒の種類は訓戒、停学および退学とする。

2 前項の退学は次の各号の1に該当する学生に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者。
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者。

第8章 公開講座および留学生・科目等履修生

(公開講座)

第33条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

(留学生、科目等履修生)

第34条 外国籍を有する者が本学に入学を志願するときは、選考の上留学生として入学を許可することができる。

また、特定の授業科目を履修することを希望する者がいるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて選考の上科目等履修生として入学を許可することができる。

第9章 雑 則

(厚生、防火管理等)

第35条 厚生管理および防火管理に関しては学長の定めるところによるものとする。

第36条 この学則に定めるもののほか、この学則の施行に関し、必要な事項は学長が定めるものとする。

付 則

1. この学則は昭和 42 年 4 月 1 日より施行する。
2. この学則は昭和 49 年 4 月 1 日より施行する。
3. この学則は昭和 51 年 4 月 1 日より施行する。
4. この学則は昭和 53 年 4 月 1 日より施行する。
5. この学則は昭和 54 年 4 月 1 日より施行する。
6. この学則は昭和 55 年 4 月 1 日より施行する。
7. この学則は昭和 56 年 4 月 1 日より施行する。
8. この学則は昭和 57 年 4 月 1 日より施行する。
9. この学則は昭和 58 年 4 月 1 日より施行する。
10. この学則は昭和 59 年 4 月 1 日より施行する。
11. この学則は昭和 60 年 4 月 1 日より施行する。
12. この学則は昭和 61 年 4 月 1 日より施行する。
13. この学則は昭和 62 年 4 月 1 日より施行する。
14. この学則は昭和 63 年 4 月 1 日より施行する。
15. この学則は平成元年 4 月 1 日より施行する。
16. この学則は平成 2 年 4 月 1 日より施行する。
17. この学則は平成 3 年 4 月 1 日より施行する。
18. この学則は平成 4 年 4 月 1 日より施行する。
19. この学則は平成 5 年 4 月 1 日より施行する。
20. この学則は平成 6 年 4 月 1 日より施行する。
21. この学則は平成 7 年 4 月 1 日より施行する。
22. この学則は平成 8 年 4 月 1 日より施行する。
23. この学則は平成 9 年 4 月 1 日より施行する。
24. この学則は平成 10 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法、第 6 章授業料その他の納付金は、平成 10 年度入学生より適用する。
25. この学則は平成 11 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法、第 6 章授業料その他の納付金は、平成 11 年度入学生より適用する。
26. この学則は平成 12 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法、第 6 章授業料そ

の他の納付金は、平成 12 年度入学生より適用する。

27. この学則は平成 13 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法、第 6 章授業料その他の納付金は、平成 13 年度入学生より適用する。
28. この学則は平成 14 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法、第 6 章授業料その他の納付金は、平成 14 年度入学生より適用する。
29. この学則は平成 15 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法、第 6 章授業料その他の納付金は、平成 15 年度入学生より適用する。
30. この学則は平成 16 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法、第 6 章授業料その他の納付金は、平成 16 年度入学生より適用する。
31. この学則は平成 17 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法、第 6 章授業料その他の納付金は、平成 17 年度入学生より適用する。
32. この学則は平成 18 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法、第 6 章授業料その他の納付金は、平成 18 年度入学生より適用する。

但し、第 4 条の規定にかかわらず平成 17 年度の入学定員は生活科学科 150 名である。

33. この学則は平成 19 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法、第 6 章授業料その他の納付金は、平成 19 年度入学生より適用する。
34. この学則は平成 20 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法、第 6 章授業料その他の納付金は、平成 20 年度入学生より適用する。
35. この学則は平成 21 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法、第 6 章授業料その他の納付金は、平成 21 年度入学生より適用する。
36. この学則は平成 22 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法、第 6 章授業料その他の納付金は、平成 22 年度入学生より適用する。

但し、第 4 条の規定にかかわらず平成 21 年度の入学定員は生活科学科 125 名である。

37. この学則は平成 23 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法、第 6 章授業料その他の納付金は、平成 23 年度入学生より適用する。

なお、平成 23 年度の学生定員については、第 4 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	入学定員	収容定員
生活科学科	75 人	175 人
食物栄養専攻	45 人	90 人
生活福祉専攻	30 人	60 人
児童福祉専攻	0 人	25 人

38. この学則は平成 24 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法、第 6 章授業料その他の納付金は、平成 24 年度入学生より適用する。
39. この学則は平成 25 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法、第 6 章授業料その他の納付金は、平成 25 年度入学生より適用する。

40. この学則は平成 26 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法、第 6 章授業料その他の納付金は、平成 26 年度入学生より適用する。
41. この学則は平成 27 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法、第 6 章授業料その他の納付金は、平成 27 年度入学生より適用する。
42. この学則は平成 28 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法、第 6 章授業料その他の納付金は、平成 28 年度入学生より適用する。
43. この学則は平成 29 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法は、平成 29 年度入学生より適用する。
44. この学則は平成 30 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法は、平成 30 年度入学生より適用する。

なお、平成 30 年度の学生定員については、第 4 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	入学定員	収容定員
生活科学科	75 人	150 人
食物栄養専攻	55 人	100 人
生活福祉専攻	20 人	50 人

45. この学則は平成 31 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法は、平成 31 年度入学生より適用する。
46. この学則は令和 2 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法は、令和 2 年度入学生より適用する。
47. この学則は令和 3 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法は、令和 3 年度入学生より適用する。

なお、令和 3 年度の学生定員については、第 4 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	入学定員	収容定員
生活科学科	55 人	130 人
食物栄養専攻	55 人	110 人
生活福祉専攻	0 人	20 人

48. この学則は令和 4 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法は、令和 4 年度入学生より適用する。
49. この学則は令和 5 年 4 月 1 日より改定施行する。
50. この学則は令和 6 年 4 月 1 日より改定施行する。

なお、令和 6 年度の学生定員については、第 4 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	入学定員	収容定員
食物栄養学科	50 人	105 人
幼児教育学科	50 人	50 人

食物栄養学科教育課程表

別表 I - 1

科目	授業科目	単位数	
		必修	選択
教養に関する教育科目	信濃の風土と文化		2
	生活と音楽	1	
	生活文化論Ⅰ (マナー教育)	1	
	生活文化論Ⅱ (マナー教育)	1	
	暮らしと法律		2
	人間生活論		2
	栄養英語(基礎英語)	2	
	キャリアデザインⅠ(基礎)		2
	キャリアデザインⅡ(展開)		2
	情報処理演習Ⅰ	1	
	情報処理演習Ⅱ	1	
	スポーツと健康Ⅰ	1	
	スポーツと健康Ⅱ	1	
	計	9	10
専門に関する教育科目	公衆衛生学		2
	社会福祉概論	2	
	解剖生理学Ⅰ		2
	解剖生理学Ⅱ		2
	解剖生理学実習		1
	運動生理学 (スポーツ栄養学を含む)		2
	生化学		2
	生化学実験		1
	食品学総論	2	
	食品学実験	1	
	食品学各論Ⅰ (食品加工学を含む)		2
	食品衛生学		2
	食品衛生学実験		1
	栄養学総論	2	
栄養学実験・実習		1	

科目	授業科目	単位数		
		必修	選択	
専門に関する教育科目	臨床栄養学総論		2	
	栄養学各論		2	
	栄養学各論実習		1	
	臨床栄養学各論		2	
	臨床栄養学実習		1	
	栄養指導論実習Ⅰ		1	
	栄養指導論Ⅰ		2	
	栄養指導論Ⅱ		2	
	栄養指導論実習Ⅱ		1	
	公衆栄養学		2	
	調理学実習Ⅰ	1		
	調理学実習Ⅱ		1	
	調理学	2		
	給食管理		2	
	給食管理実習Ⅰ		1	
	給食管理実習Ⅱ		1	
	給食管理実習Ⅲ		1	
	食品学各論Ⅱ		2	
	食品の消費と流通		2	
	フードスペシャリスト論		2	
	フードコーディネーター論		2	
	健康管理概論		2	
	環境と健康 (統計学を含む)		2	
	食生活論	2		
	総合演習		2	
	計		12	54
	合計		21	64

食物栄養学科教育課程表

別表 I - 2

科目	授業科目	単位数		履修法	週当授業時間			
		必修	選択		1年		2年	
					前期	後期	前期	後期
教養に 関する 教育 科目	信濃の風土と文化		2	講義	2			
	生活と音楽	1		演習	2			
	生活文化論Ⅰ (マナー教育)	1		演習	2			
	生活文化論Ⅱ (マナー教育)	1		演習		2		
	暮らしと法律		2	講義	2			
	人間生活論		2	講義				2
	栄養英語 (基礎英語)	●2		講義	2			
	キャリアデザインⅠ (基礎)		2	講義		2		
	キャリアデザインⅡ (展開)		2	講義			2	
	情報処理演習Ⅰ	1		演習	2			
	情報処理演習Ⅱ	1		演習		2		
	スポーツと健康Ⅰ	●1		実技	2			
	スポーツと健康Ⅱ	●1		実技		2		
計	9	10	—	14	8	2	2	
専門に 関する 教育 科目	公衆衛生学		●2	講義			2	
	社会福祉概論	●2		講義	2			
	解剖生理学Ⅰ		●2	講義	2			
	解剖生理学Ⅱ		●2	講義		2		
	解剖生理学実習		●1	実習		3		
	運動生理学 (スポーツ栄養学を含む)		●2	講義			2	
	生化学		●2	講義				2
	生化学実験		●1	実験				3
	食品学総論	●2		講義	2			
	食品学実験	●1		実験	3			
	食品学各論Ⅰ (食品加工学を含む)		●2	講義	2			
	食品衛生学		●2	講義			2	
	食品衛生学実験		●1	実験			3	
栄養学総論	●2		講義	2				
栄養学実験・実習		●1	実験		3			

科目	授業科目	単位数		履修法	週当授業時間			
		必修	選択		1年		2年	
					前期	後期	前期	後期
専門に 関する 教育 科目	臨床栄養学総論		●2	講義		2		
	栄養学各論		●2	講義			2	
	栄養学各論実習		●1	実習			3	
	臨床栄養学各論		●2	講義			2	
	臨床栄養学実習		●1	実習				3
	栄養指導論実習Ⅰ		●1	実習	3			
	栄養指導論Ⅰ		●2	講義		2		
	栄養指導論Ⅱ		●2	講義			2	
	栄養指導論実習Ⅱ		●1	実習				3
	公衆栄養学		●2	講義				2
	調理学実習Ⅰ	●1		実習	3			
	調理学実習Ⅱ		●1	実習		3		
	調理学	●2		講義		2		
	給食管理		●2	講義		2		
	給食管理実習Ⅰ		●1	実習			3	
	給食管理実習Ⅱ		●1	実習				○
	給食管理実習Ⅲ		●1	実習				3
	食品学各論Ⅱ		2	講義				2
	食品の消費と流通		2	講義				2
	フードスペシャリスト論		2	講義				2
	フードコーディネーター論		2	講義				2
	健康管理概論		2	講義			2	
	環境と健康 (統計学を含む)		2	講義				2
食生活論	2		講義		2			
総合演習		●2	演習			2	2	
計		12	54	—	19	21	25	28
合計		21	64	—	33	29	27	30

●印 栄養士資格取得者必修科目

教 育 課 程

(幼児教育学科)

別表Ⅱ-1

科目区分	授業科目	配当年次	単位数			授業形態			幼(2種)・保の免許、資格を取得する場合		備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	幼2種	保育士		
基本 教育 科目	情報処理演習Ⅰ	1①	1				○		○	○		
	情報処理演習Ⅱ	1②	1				○		○	○		
	日本語表現Ⅰ(文章)	1①	1				○			○		
	日本語表現Ⅱ(口頭)	1②	1				○			○		
	英語表現Ⅰ(基礎)	1①	1				○		○	○		
	英語表現Ⅱ(応用)	1②	1				○		○	○		
	キャリアデザインⅠ	1①	1				○			○		
	キャリアデザインⅡ	2③	1				○			○		
	育児と介護	2②④		1		○						
	地域と文化	2②④		1		○						
	経済と政策	2②④		1		○						
	自然と環境	2②④		1		○						
	健康と運動Ⅰ	2③		1			○					
	健康と運動Ⅱ	2④		1			○					
	日本国憲法	2①		2		○			○			
小計(15科目)	—		8	8		—		—				
専 門 基 礎 科 目	教育原理	1①	2			○			○	○		
	保育原理	1①	2			○				○		
	保育者論	1①	2			○			○	○		
	保育内容総論	1②	1				○		○	○		
	小計(4科目)	—		7	0		—		—			
	専 門 基 幹 科 目	幼児と健康	1②		1			○		○		
		幼児と人間関係	1②		1			○		○		
		幼児と環境	1②		1			○		○		
		幼児と言葉	1②		1			○		○		
		幼児と表現(音楽表現)	1③		1			○		○		
		幼児と表現(造形表現)	1③		1			○		○		
		教育心理学	1④		2		○			○		
		保育の心理学	1③	2			○				○	
		特別支援教育・保育論Ⅰ	1④	1				○		○	○	
保育・教育課程論		1②	2			○			○	○		
幼児理解		1③		1		○			○	○		
社会的養護Ⅰ		2①		2		○				○		
乳児保育Ⅰ		1④		2		○				○		
小計(13科目)	—		5	13		—		—				
専 門 展 開 科 目	保育内容指導法(健康)	1③		1			○		○			
	保育内容指導法(人間関係)	1③		1			○		○			
	保育内容指導法(環境)	1③		1			○		○			
	保育内容指導法(言葉)	1③		1			○		○			
	保育内容指導法(音楽表現)	1④		1			○		○			
	保育内容指導法(造形表現)	1④		1			○		○			
	教育制度論	2①		1		○			○			
	特別支援教育・保育論Ⅱ	2②	1				○			○		
	教育方法論	2②		1		○			○			
	教育相談	1④		2		○			○			
子ども家庭福祉	1③	2			○				○			

科目区分	授業科目	配当年次	単位数			授業形態			幼(2種)・保の免許、資格を取得する場合		備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	幼2種	保育士		
専門教育科目	社会福祉	1④		2		○				○		
	子ども家庭支援論	2①		2		○				○		
	社会的養護Ⅱ	2②		1			○			○		
	子ども家庭支援の心理学	1④		2		○				○		
	子どもの理解と援助	2②		1			○			○		
	子どもの保健	2①		2		○				○		
	子どもの食と栄養	2①		2			○			○		
	乳児保育Ⅱ	2②		1			○			○		
	子どもの健康と安全	2③		1			○			○		
	子育て支援	2③		1			○			○		
	幼児と運動	2③		1			○					
	幼児と音楽	2③		1			○					
	幼児と造形	2④		1			○					
	幼児と安全	2④		1			○					
	小計(25科目)	—		3	29		—			—		
	専門関連科目	心理アセスメント基礎	2③		1			○				
		心理学的支援法基礎	2③		1			○				
		人間関係構築力基礎	2④		1			○				
		小計(3科目)	—		0	3		—			—	
	専門実習科目	教育実習指導	2①~2②		1			○		○		
		教育実習	2②		4				○	○		
		保育実習Ⅰ	2③		4				○		○	
		保育実習Ⅱ	2④		2				○			
		保育実習Ⅲ	2④		2				○			
		保育実習指導Ⅰ	2②		2			○			○	
	保育実習指導Ⅱ	2③		1			○					
	保育実習指導Ⅲ	2③		1			○					
	保育・教職実践演習(幼稚園)	2④	2				○		○	○		
	小計(9科目)	—		2	17		—		—			
合計(69科目)		—		25	70		—		—			
学位又は称号		短期大学士(教育学)			学位又は学科の分野			教育学・保育学関係				
卒業要件及び履修方法							授業期間等					
本学に2年以上在籍し、基本教育科目12単位以上(必修科目8単位及び選択科目4単位以上)、専門教育科目52単位以上(必修科目17単位及び選択科目35単位以上)を修得し、合計64単位以上修得すること。 (履修科目の登録の上限: 42単位(年間))							1学年の学期区分		4期			
							1学期の授業期間		7.5週			
							1時限の授業時間		90分			

別表Ⅲ

	金 額 (円)	備 考
入 学 金	200,000	入 学 手 続 時
授 業 料	560,000	年 間
実 験 実 習 費	100,000	年 間
施 設 設 備 費	280,000	入 学 手 続 時 (1 年 次)
施 設 設 備 費	280,000	年 間 (2 年 次)

教授会規程

- 第1条 この規程は、長野女子短期大学学則第25条に基づき、教授会に関し必要な事項を定める。
- 第2条 教授会は学長、副学長、教授及び准教授をもって組織する
- 2 学長が必要と認めたときは、教授会にその他の職員を加えることができる。
- 第3条 教授会は、学長が事前に議案を示して招集する。
- 第4条 教授会は原則として毎月第2・第4金曜日に招集する。
- 第5条 学長が必要と認めたとき、または教授会構成員の3分の1以上の請求があったときは、学長はすみやかにこれを招集しなければならない。
- 第6条 教授会は構成員(休職者及び海外出張者を除く)の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 第7条 教授会の議長は、学長があらかじめ指名した職員がこれにあたる。
- 第8条 教授会は次の事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。
- (1) 学生の入学及び聴講生に関すること
 - (2) 学生の課程修了および卒業認定に関すること。
 - (3) 学位の授与に関すること
 - (4) 教育課程の編成及びその履修に関すること
 - (5) 学生の厚生補導に関すること
 - (6) 学生の懲戒に関すること。
 - (7) 学則その他重要な規程の制定及び改廃に関すること。
 - (8) 教員の選考及び昇任に関すること。
- 2 前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 3 第1項第8号の審議を行う場合の教授会の構成は、第2条の規定にかかわらず、学長、副学長及び教授とする。
- 第9条 教授会は議事録を作成する。
- 2 議事録の保管は教務課がこれを行う。会議に欠席した者は、この議事録の閲覧により議事内容を了知しなければならない。
- 第10条 教授会に関する事務は教務課において行う。
- 第11条 この規程の改廃は、教授会の審議を経て、学長が行う。

附則

この規程は、昭和61年4月1日より施行する。

附則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年8月27日から施行する。

附則

この規程は、平成27年12月11日から施行する。

附則

この規程は、平成30年1月5日から施行する。

附則

この規程は、平成30年2月2日から施行する。